

(案)

平成 30 年 月 日

安芸高田市長
浜 田 一 義 様

安芸高田市上下水道料金審議会
会長 堤 行 彦

適正な上下水道料金のあり方について（答申）

安芸高田市上下水道料金審議会は、平成 29 年 10 月 23 日付け、安高上下第 62 号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議を重ねた結果、結論に達しましたので、別紙のとおり答申します。

なお、今後の水道事業及び下水道事業の経営にあたり、当審議会として審議の過程における意見を「附帯意見」として取りまとめましたので、今後の経営にご検討いただきますよう申し添えます。

適正な上下水道料金のあり方について

答 申 書

(案)

平成30年3月

安芸高田市上下水道料金審議会

目次

1	安芸高田市上下水道料金審議会答申について	1
1.1	料金改定について	1
1.2	改定率について	2
1.3	料金体系について	3
1.4	料金改定の時期について	4
1.5	その他について	4
	附帯意見	4
	(別表－1) 水道料金体系 (改定後)	5
	(別表－2) 下水道使用料体系 (改定後)	6
2	添付資料	7
2.1	審議会審議経過	7
2.2	審議会委員名簿	8

1 安芸高田市上下水道料金審議会答申について

水道事業及び下水道事業は、市民生活を支える重要なライフラインであり、社会活動においても大きな役割を果たしている。そのため、安全で安定した水の供給や生活環境の改善に寄与し、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全に貢献することが常に求められている。

本市の水道事業は、効率的な施設運用による経費の削減や漏水防止対策の推進、また、民間委託の活用による職員数・人件費の削減など、様々な企業努力を行うことで現行料金を維持してきた。

しかし、人口減少や節水機器の普及、生活スタイルの変化などの社会的要因により、有収水量は減少傾向、水道料金収入は減収傾向となり、企業努力だけでは対応できないほど厳しい経営が見込まれる状況にある。また、平成 29 年 4 月に簡易水道事業・飲料水供給事業（以下、簡易水道事業と表記）を統合したが、簡易水道事業は一般会計からの繰入に依存せざるを得ない状況にあり、独立採算制での運営が困難な状況にある。

一方、下水道事業は、平成 26 年度に集合処理の整備が完了し、建設から維持管理・運営にシフトしている中、施設管理を各支所単位から本庁一括管理への集約など組織改革による職員削減や下水道接続促進による収益の確保、集合処理区域の見直しなどに取り組み現行料金を維持してきた。

しかし、下水道事業の経費回収率は、50%程度で推移しており、下水道使用料収入による経費の回収が半分程度となっているため、収入の不足分を一般会計からの繰入により成り立っている状況にあり、平成 28 年度では約 3.5 億円が一般会計から下水道事業に補てんされ、市の財政環境に大きな負担をかけている状況にある。

このようなことから、このたび安芸高田市上下水道料金審議会では、市長からの諮問を受け、平成 29 年 10 月から計 4 回にわたり審議会を開催した。

水道事業と下水道事業の現状と課題、今後の財政見通し及び改善目標、料金体系の課題等について協議し、水道料金・下水道使用料の改定について慎重に議論を重ね、その上で水道事業及び下水道事業の持続的な経営のため、次のとおり結論に達した。

1.1 料金改定について

a) 水道事業の料金改定について

第 2 次安芸高田市基本計画に基づく将来人口により水需要等の将来推計を行い、今後の事業計画を踏まえた平成 38 年度までの財政収支を見通した結果、給水人口の減少による有収水量の減少に伴い、給水収益は減収傾向となることが想定される。その結果、現行の水道料金が継続した場合、水道事業のうち、簡易水道事業エリアでは、一般会計

からの繰入金に依存し続けることとなり、独立採算制による事業経営が困難な状況となる。また、簡易水道事業以外の水道事業エリア（以下、上水道事業と表記）では営業活動に必要な収支がマイナスとなり、今後の事業経営が困難な状況となる。

本市の水道事業は、今後、本格的な老朽化施設の更新を迎えようとしている中、営業収益の増収が見込めず、独立採算制による経営が困難な状況などを総合的に判断すると、将来も変わらず安全で安心できる水道であり続けるためには、今回の水道料金の改定はやむを得ないものとする。

b) 下水道事業の料金改定について

現在の下水道事業計画に基づき、人口や有収水量の将来推計による今後 10 年間の財政収支によると、集合処理事業は整備完了しており整備人口の増加に伴う使用料収入の大幅な増加は見込めず、減収傾向となることが想定される。一方で、老朽化施設の改築・更新に伴う支出の増加も想定されており、より厳しい経営状況になる見通しである。そのため、現行の下水道使用料が継続した場合、下水道使用料だけでは経費を賄えないため、不足分を一般会計からの繰入金による補てんが継続的に必要である。一般会計からの繰入金は、総務省通知の基準に則った基準内繰入金は認められているものの、基準外繰入金については下水道利用者以外の方にも負担をいただいている状況となっている。

将来にわたり継続的な事業としていくためには、使用料収入の増加による歳入構造の底上げが必要であり、また、受益者負担の観点からも下水道利用者以外の方の負担を軽減するため、今回の下水道使用料の改定はやむを得ないものとする。

1.2 改定率について

a) 水道料金の改定率について

水道事業のうち、簡易水道事業は、小規模な水道施設であり、地理的にも不利な事業運営となるため採算性が悪い。料金回収率（水道料金収入／給水費用）が 30% 台で推移するため、収入不足を補うための一般会計からの繰入が今後も 1.0～1.7 億円程度必要となり、将来予測でも改善が見込まれない状況にある。

上水道事業は、給水収益の減少に伴い、収益的収支が収入よりも支出が上回る見込みであり、今後の事業運営に支障をきたす恐れがある。

今後の安定した事業運営を実現するため、簡易水道事業の一般会計繰入金を削減し、上水道事業の純利益を 30,000～40,000 千円確保する水準となる 20% 値上げ改定が必要であるとする。

b) 下水道使用料の改定率について

下水道事業は、個別処理（市設置型浄化槽）の整備は今後も継続し、集合処理は整備から維持管理・運営に重点をシフトするが、経費回収率（下水道使用料収入／汚水処理費）は、今後も現在と同水準となる 50%程度で推移し、将来予測でも改善が見込めない状況にある。

このような中、財政健全化計画に示される一般会計からの繰入金の削減目標を達成する水準となる 20%値上げ改定が必要であり、これにより、経費回収率の改善を行う必要があると考える。

1.3 料金体系について

a) 水道料金体系について

水道事業の料金体系は、市内全域での料金体系を統一するため、平成 23 年度の料金改定により現行の用途別料金体系となったが、用途区分（一般用と業務用）が不明確であることが課題となっていた。

現行の料金体系の課題を是正するため、基本水量は現在の 8 m³を変えず、基本料金にはメーター使用料を含め、メーター口径の大きさによる利便性を考慮した口径別基本料金とし、超過料金は一般用と業務用の現行料金を組合せ、より細やかな体系とすることが妥当であると考ええる。

料金の改定率は、基本料金については、出来るだけ負担の平準化を図るとともに、固定収入を増加させ経営基盤を安定させることを目的に改定率を 25%とし、超過料金については、料金全体の平均改定率が約 20%となるよう調整する必要があると考える。

（別表－1）

b) 下水道使用料体系について

下水道事業の使用料体系は、平成 18 年度の料金改定により市内全域で統一したが、水量制の基本水量が認定水量制の認定水量と整合が図れておらず、また水道の基本水量と統一が図られていないことが課題となっている。

現行の使用料体系の課題を是正するため、水量制の基本水量を水道の基本水量と同一とし、また、水量制と認定水量制についても統一するため、現行の 1 箇月当たり 10m³から 8m³に変更した料金体系とすることが妥当と考える。

また、基本料金は、使用水量が少ない利用者に対して負担を小さくする必要があると考え、改定率を 10%とし、残りを超過料金で改定することで、平均改定率を約 20%とするような料金体系とする必要があると考える。

（別表－2）

1.4 料金改定の時期について

料金改定の時期については、現在の厳しい経営状況から判断すると、早期の改定が望ましいと考える。また、料金改定に関する市民説明は、広報等を活用し十分説明することが必要である。

1.5 その他について

今回の検討にあたっては、今後10年間（平成29年度から平成38年度まで）の財政見通しのうち、平成30年度から平成32年度までの推計結果を判断基準として審議を行った。平成33年度以降の水道料金・下水道使用料については、料金改定による経営環境の改善状況や広島県が推進する水道広域化など外的要因となる社会状況等を考慮し、適正な時期に適宜検討を行い見直すことが必要と考える。

なお、料金改定により経営改善に繋げることができるが、本来独立採算の原則の点からみれば、倍増程度の料金改定が必要となるが、住民負担の点から今回は20%程度の改定とする案を採用した。そのため、今後も継続して一般会計からの繰入が必要となり、引き続き事業運営は厳しい状況が続くものとする。

水道事業、下水道事業として、将来的に独立採算による事業運営が可能となることを目指し、料金水準の検討のほか、さらなる経営効率化、経費削減等を行い、今後の事業運営に努められたい。

附帯意見

- ・ 漏水等による減免制度について

料金改定に当たり、漏水等が原因による水道・下水道利用者の負担増を緩和するための減免制度の検討をお願いしたい。

(別表－ 1) 水道料金体系 (改定後)

■メーター使用料(1箇月)

量水器口径	使用料
—	—

※メーター使用料は、基本料金に含む

■用途別使用料(1箇月)

種別	口径	使用料			
		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金(1m ³ につき)
専用	13mm	8m ³	1,400円 (1,512円)	9m ³ を超え20m ³ まで	190円 (205.2円)
	20mm		1,450円 (1,566円)	21m ³ を超え30m ³ まで	210円 (226.8円)
	25mm		2,240円 (2,419.2円)	31m ³ を超え50m ³ まで	220円 (237.6円)
	30mm		3,350円 (3,618円)	51m ³ を超え100m ³ まで	270円 (291.6円)
	40mm		5,680円 (6,134.4円)	101m ³ を超え500m ³ まで	290円 (313.2円)
	50mm		9,080円 (9,806.4円)	501m ³ を超えるもの	270円 (291.6円)
	75mm		19,130円 (20,660.4円)		

※()内の金額は、税込水道料金とする。

(別表－２) 下水道使用料体系 (改定後)

■水量制料金(1箇月)

料金区分	水量区分(m ³)	使用料
基本使用料	～ 8	1,650円 (1,782.0円)
超過使用料 (1m ³ につき)	9 ～ 20	190円 (205.2円)
	21 ～ 30	200円 (216.0円)
	31 ～ 50	210円 (226.8円)
	51 ～ 100	230円 (248.4円)
	101 ～	250円 (270.0円)

■メーター使用料(1箇月)

口径	使用料
13mm	150円 (162.0円)
20mm	200円 (216.0円)
25mm	230円 (248.4円)
30mm	520円 (561.6円)
40mm	650円 (702.0円)
50mm	1,220円 (1,317.6円)

※()内の金額は、税込料金とする。

■認定水量制料金(1箇月)

人数	認定水量(m ³)	使用料
1人	8	1,650円 (1,782.0円)
2人	15	2,980円 (3,218.4円)
3人	23	4,530円 (4,892.4円)
4人	29	5,730円 (6,188.4円)
5人	35	6,980円 (7,538.4円)
6人	41	8,240円 (8,899.2円)

※()内の金額は、税込料金とする。

2 添付資料

2.1 審議会審議経過

開催日	内容
【第1回】 平成29年10月23日（月）	・委嘱状交付 ・会長及び副会長選任 ・諮問 ・議事 ①上下水道の概要・現状・課題 ②これまでの取り組み・現在の料金 ③その他
【第2回】 平成29年12月7日（木）	・議事 ①第1回審議会のおさらい・質問に対する回答 ②今後の財政見通し・経営指標の推移 ③改善目標・改定率の検討 ④その他
【第3回】 平成30年1月25日（木）	・議事 ①第2回審議会のおさらい・補足説明 ②水道料金の現在の料金体系と課題・今後の水道料金 ③下水道料金の現在の料金体系と課題・今後の下水道料金 ④その他
【第4回】 平成30年3月22日（木）	・第3回審議会のおさらい ・答申書（案）

2.2 審議会委員名簿

委員名	氏名	役職名等	備考
会長	堤 行彦	福山市立大学 教授	
副会長	平田 武幸	吉田町地域振興会連絡協議会	
委員	久保野 哲也	八千代町振興会連絡協議会	
〃	藤井 邦康	美土里町地域運営協議会連合会	
〃	吉岡 秀美	高宮町地域振興会連絡協議会	
〃	豊原 稔和	甲田町地域振興連合会	
〃	渡辺 誠	向原町地域振興会連絡協議会	
〃	作田 文江	広島北部農業協同組合 女性部	
〃	原田 勇治	安芸高田市商工会	
〃	金島 聡吏	安芸高田市工業会	
〃	水戸 眞悟	安芸高田市議会	
〃	白鷺 珣子	公募	

(順不同、敬称略)